

## 蕨市特定建設工事共同企業体取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (共同企業体の方式)

第2条 この要領において共同企業体とは、大規模かつ技術的難度の高い工事その他工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として、特定の工事ごとに結成する共同企業体をいう。

### (共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）が出資比率、派遣職員等を明確にし、一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

### (対象となる工事)

第4条 共同企業体による施工の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の種類及び規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模かつ技術的難度の高い道路、橋梁、下水道等の土木工事又は建築工事で設計額が5億円以上のもの、その他の建設工事で設計額が2億5千万円以上のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる建設工事

### (構成員の数)

第5条 構成員の数は、2社又は3社とする。

### (構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、蕨市建設工事請負競争入札参加者の格付取扱要領（平成17年4月1日決裁）第2条の規定により区分された格付の等級のA級又はA級及びB級に属する者の組合せとする。ただし、市長が施工技術上、必要と認めるときは、C級に属する者を構成員とすることができる。

### (構成員の資格)

第7条 構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 蕨市指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者
- (2) 対象工事に対応する許可業種について、許可を受けてから2年以上の営業実績のある者
- (3) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績を有し、対象工事と同種の工事を施工した経験がある者
- (4) 対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を対象工事の工事現場に専任で配置できる者

(結成の方法等)

第8条 共同企業体の結成方法は、共同企業体を結成しようとする者が自主的に結成する方法とする。

2 構成員は、同一の対象工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

3 構成員は、自らが構成員となる共同企業体が受注した対象工事において下請負人になることはできない。

(構成員の出資比率)

第9条 構成員の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に定める率を下回ってはならない。

- (1) 2社 30パーセント
- (2) 3社 20パーセント

(代表構成員の選定等)

第10条 構成員のうち共同企業体を代表する者（以下「代表構成員」という。）は、円滑な共同施工を確保するため、中心的役割を担う必要があることから、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員中最大の施工能力を有すること。
- (2) 構成員中最大の出資比率であること。

2 代表構成員を除く全ての構成員は、対象工事に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。

- (1) 入札及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) 前各号に付帯する一切のこと。

(対象工事の決定)

第11条 対象工事は、業種、規模、技術的難易度等を勘案し、蕨市建設工事請負業者等審査委員会設置要綱（平成20年要綱第4号）第1条に規定する蕨市建設工事請負業者等審査委員会に諮り、決定する。

(入札の方法)

第12条 対象工事に係る入札の方法は、一般競争入札によるものとし、対象工事において、単体で施工できる者がいる認められるときは、単体企業及び共同企業体の混合によるものとすることができます。この場合において、単体企業で入札に参加した者を共同企業体の構成員として入札に参加させることはできない。

(入札の公告)

第13条 市長は、対象工事に係る入札を執行しようとするときは、蕨市契約規則（昭和45年

規則第41号) 第2条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体又は単体企業及び共同企業体を対象とした工事であること。
- (2) 構成員の数、組合せ、資格、出資比率その他共同企業体の結成に必要と認められること。

2 対象工事の入札に係る入札参加者資格要件は、共同企業体及び構成員それぞれについて設けるものとする。

(結成の報告)

第14条 共同企業体は、対象工事に係る入札に参加しようとするときは、当該入札の公告に定める期間に、市長に対して共同企業体の結成を報告しなければならない。

2 前項の報告は、特定建設工事共同企業体結成報告書(様式第1号)により代表構成員が行うものとする。

(申請書等の提出及び入札)

第15条 埼玉県電子入札共同システムを利用した入札における共同企業体による申請書等の提出及び入札は、次のとおりとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書の提出は、代表構成員が行うものとし、申請者の名称は、共同企業体の名称とする。
- (2) 紙入札方式参加申請書の提出は、全ての構成員が紙入札方式参加申請書に記名の上、代表構成員が行う。
- (3) 入札書等の提出は、代表構成員が行う。ただし、紙入札方式によるときは、全ての構成員が入札書等に記名の上、行う。
- (4) 入札の辞退届の提出は、代表構成員が行う。ただし、紙入札方式によるときは、全ての構成員が入札の辞退届に記名の上、行う。

(協定書等の提出)

第16条 共同企業体は、対象工事に係る入札に参加した場合において、一般競争入札参加資格等確認申請書を提出するときは、特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)、蕨市特定建設工事共同企業体取扱要領第10条第2項に定める事項に係る委任状(様式第3号)その他共同企業体の入札参加資格審査の申請に必要な書類を添えるものとする。

2 前項の提出は、全ての構成員が一般競争入札参加資格等確認申請書に記名の上、代表構成員が行うものとする。

(資格の審査)

第17条 市長は、代表構成員から一般競争入札参加資格等確認申請書の提出があったときは、共同企業体の入札参加資格を審査し、入札参加資格の有無を決定するものとする。

(契約書の作成)

第18条 対象工事に係る請負契約の契約書は、2通作成するものとする。

2 前項の契約書には、共同企業体及び全ての構成員が記名押印し、特定建設工事共同企業体協定書及び第10条第2項に定める事項に係る委任状その他必要な書類を添付するものとする。

(編成表の提出)

第19条 入札の結果に基づき、市が対象工事に係る請負契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）は、当該請負契約締結後、速やかに共同企業体の運営委員会の委員名、工事事務所の組織、人員配置等を記載した特定建設工事共同企業体編成表（様式第4号）を提出するものとする。特定建設工事共同企業体編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

(存続期間)

第20条 共同企業体の存続期間は、契約共同企業体を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約共同企業体の存続期間は、契約共同企業体による施工の対象となる工事（工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下「契約対象工事」という。）の完成後6月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後にあっても、契約対象工事につき契約不適合責任がある場合には、構成員は、連帶してその責を負わなければならない。

(共同施工の確保)

第21条 市長は、契約共同企業体から提出された特定建設工事共同企業体協定書、特定建設工事共同企業体編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われていることについて、適宜調査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、直ちに是正するよう代表構成員に対して指示するものとする。
- 3 契約共同企業体が前項の指示に従わないときは、市長は、契約共同企業体に対して蕨市建設工事等請負業者指名停止基準（平成8年7月1日施行）に基づく指名停止措置等必要な手続を行うものとする。

(随意契約)

第22条 市長は、施工中の契約対象工事に関連し、かつ、契約対象工事を施工中の契約共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約により発注することが適切な工事については、その契約方法を随意契約とすることができます。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年11月4日決裁）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月30日決裁）

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

## 特定建設工事共同企業体結成報告書

年　月　日

(宛先)

蕨市長

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

所 在 地

代 表 構成員 商号又は名称  
代表者職氏名

出 資 比 率 等 [出資比率] % [等級] (数値：点) [営業年数] 年

所 在 地

構成員 商号又は名称  
代表者職氏名

出 資 比 率 等 [出資比率] % [等級] (数値：点) [営業年数] 年

所 在 地

構成員 商号又は名称  
代表者職氏名

出 資 比 率 等 [出資比率] % [等級] (数値：点) [営業年数] 年

下記の建設工事の一般競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体協定書を締結し、 年 月 日付で共同企業体を結成したので報告いたします。

また、この報告書の内容について、事実と相違しないことを誓約します。

記

建設工事の名称

### ※作成上の注意事項

- 1 日付は対象工事に係る特定建設工事共同企業体協定書における企業体の成立日以降とすること。
- 2 記名は代表構成員又は構成員の代表者名（代表取締役等の法人を代表する者）。
- 3 出資比率は、構成員の合計を100%とし、構成員数2社の場合は30%、3社の場合は20%を下回らない。
- 4 等級は、蕨市建設工事等入札参加資格者名簿の対象工事業種の格付。
- 5 代表構成員の出資比率及び数値（同名簿における資格審査数値）は、構成員中最大のものとする。

様式第2号（第16条関係）

## 特定建設工事共同企業体協定書

### （目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、蕨市（以下「発注者」という。）発注に係る \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を共同連帶して施工することを目的とする。

### （名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、\_\_\_\_\_ 特定建設工事  
共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。  
(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後  
6月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。
- 3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前2項の規定にかか  
わらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

### （構成員の所在地、名称等）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

[等級： 数値： ]

所 在 地

商号又は名称

[等級： 数値： ]

所 在 地

商号又は名称

[等級： 数値： ]

### （代表構成員の名称）

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表構成員とする。

### （代表構成員の権限）

第7条 当企業体の代表構成員は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権  
限を行うことを明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金  
及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとす  
る。

(構成員の出資比率等)

第8条 各構成員の出資比率は、次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資比率は変わらないものとする。

商号又は名称	%
商号又は名称	%
商号又は名称	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事完成の都度、当該工事等について決算するものとする。

(利益金の配当の比率)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の比率により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の比率)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の比率は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の比率を、残存構成員が有している出資の比率により分割し、これを第8条に規定する比率に加えた比率とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配分は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により、構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第19条 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうち最大の施工能力及び出資比率を有する者を代表構成員とする。

(代表構成員の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事に契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_ 及び \_\_\_\_\_ は、上記のとおり  
特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所有するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、蕨市に提出するものとする。

年      月      日

代 表 構成員 所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名 ㊞

構成員 所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名 ㊞

構成員 所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名 ㊞

※作成上の注意事項

- 1 構成員の等級は、蕨市建設工事等入札参加資格者名簿の対象工事業種の格付。
- 2 構成員の数値は、蕨市建設工事等入札参加資格者名簿の対象工事業種の資格審査数値
- 3 代表構成員は、出資比率及び資格審査数値が構成員中最大の者とする。
- 4 出資比率は、構成員の合計を 100 % とし、構成員数 2 社の場合は 30 %、3 社の場合は 20 % を下回らない。
- 5 記名は代表構成員又は構成員の代表者名（代表取締役等の法人を代表する者）、押印は実印（登録印）。

様式第3号（第16条関係）

蕨市特定建設工事共同企業体取扱要領  
第10条第2項に定める事項に係る委任状

年　月　日

(宛先) 蕨市長

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

委任者 所在地  
(構成員) 商号又は名称  
代表者職氏名

委任者 所在地  
(構成員) 商号又は名称  
代表者職氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 所在地  
(代表構成員) 商号又は名称  
代表者職氏名

記

(委任事項)

に係る

- 1 入札及び見積に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 契約の履行に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 前各号に付帯する一切のこと。

※作成上の注意事項

日付は対象工事に係る特定建設工事共同企業体協定書の締結日以降、記名は代表構成員又は構成員の代表者名（代表取締役等の法人を代表する者）とすること。

本件責任者氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_  
本件担当者氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

様式第4号（第19条関係）

## 特定建設工事共同企業体編成表

年　月　日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体



### ※作成上の注意事項

- 1 この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2 編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し、直ちに提出すること。